

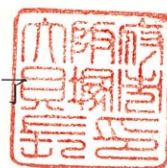
貝塚市告示第 113 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により南部大阪都市計画下水道（貝塚市決定）を次のとおり変更した。

よって同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書については、公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 17 日

貝塚市長 酒井



1. 都市計画の変更に係る種類及び名称

- (1) 種類 南部大阪都市計画下水道
- (2) 名称 三昧川雨水ポンプ場

2. 都市計画の変更に係る土地の区域

貝塚市 脇浜三丁目 地内

3. 都市計画図書の縦覧場所

縦覧場所

貝塚市畠中一丁目 17 番 1 号

貝塚市都市整備部都市計画課